特定非営利活動法人 日本顎変形症学会 認定医制度 暫定措置について

2022 年 6 月 9 日 総会承認 2023 年 6 月 8 日 一部改訂 2024 年 6 月 26 日 一部改訂

特定非営利活動法人日本顎変形症学会は認定医制度の発足に伴い,口腔外科(認定医,認定指導医,認定研修施設),矯正歯科(認定医)の申請に2023年度より2030年度申請までの8年間を暫定期間として,下記のごとく暫定措置を定める。

1. 口腔外科(認定医, 認定指導医, 認定研修施設)

- ・認定医ならびに認定指導医の認定研修施設における研修期間は問いません。
- ・ 認定医ならびに認定指導医の申請資格を「歯科医師または医師の臨床研修終了後,本学会の定める研修施設において臨床研修期間を含む通算(認定医は)8年,(認定指導医は)10年以上,顎変形症に関する診療に従事していること」と定めていますが,顎変形症に関する診療を規定された期間(認定医は8年,認定指導医は10年以上)従事していれば、申請資格を認めます。これを研修証明書ならびに研修施設在籍(職)証明書にて証明してもらってください。
- ・ 認定指導医の申請資格を「本学会認定医(口腔外科)取得後3年以上,顎変形症に関する診療に従事していること」と定めていますが,暫定期間中は同時申請を認め,認定医取得後3年という期間を免除します。そのため,初年度に認定医を取得した場合でも,同年もしくは翌年・翌々年に認定指導医を申請することを認めます。
- ・ 認定研修施設の申請資格を「本学会指導医が1名以上在籍し、十分な指導体制がとられていること」と定めていますが、認定指導医申請者が認定指導医取得見込みとして研修施設の申請を行うことを認めます。もし認定指導医に認定されなかった場合には、認定研修施設も同様に認定されません。
- ・ 認定研修施設の申請資格を「研修カリキュラムに定められた顎変形症手術が年間 20 例 以上行われていること」と定めていますが、暫定期間中は年間 20 例に満たない場合でも 5 年間で 100 例以上の顎変形症手術が行われていれば、申請資格を認めます。
- ・ 認定研修施設の申請資格における症例数について、上下顎骨形成術を同時に行った場合は、上顎骨形成術として1例、下顎骨形成術として1例の計2例として申請することを認めます。上顎骨もしくは下顎骨に対して、複数の術式が行われた場合でも症例数は1例として扱うものとします。ただし、この症例数の換算方法は認定医ならびに認定指導医には認めません。

2. 矯正歯科 (認定医)

・ 矯正歯科については、認定指導医と認定研修施設がないため、認定医申請に対する暫定 期間中の対応はありません。 ・ 初年度は日本矯正歯科学会の認定医資格を有さない方の申請は受け付けません。次年度 以降の対応に関しては、現在検討中です。

この暫定措置の改訂は理事会および評議員会の議を経て、総会の承認を得なければならない。